

(電子メール施行)
医 第 2004 号
令和 7 年 6 月 19 日

各 関 係 病 院 長 様

兵庫県保健医療部医務課長

令和 7 年度病院内保育所運営事業補助金交付申請書について（依頼）

平素は、本県の看護行政の推進に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
県では、令和 7 年度兵庫県保健医療部補助金交付要綱に基づき、病院内保育所運営費補助事業にかかる補助金の交付を予定しております。
ついては、補助金を希望される場合は下記のとおり、交付申請書を期限までに提出願います。

記

1 補助対象者

社会福祉法人、国家公務員共済組合及び連合会、健康保険組合及びその連合会、学校法人、医療法人、民法法人、個人、独立行政法人等

2 補助対象施設

病院における医療従事者の確保を図るために医療従事者の児童を保育することを目的に設置され、**保育児童(下記定義による。但し当該病院及び診療所の医療従事職員の児童に限る。)**が**1人以上**であり、保育料（給食費用は含むが、おやつ代は除外）として**児童 1 人当り平均月額10,000円以上を徴収**している施設とする。

ただし、12か月運営をする施設のみを補助対象とし、令和 7 年4月1日以降新設の保育施設については令和 7 年度の補助対象外とする。

また、**医療法第 7 条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は、同法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所の開設者が運営する病院内保育施設であること。**

(補助基準)

区 分	保育児童数	保育時間	保育士等数
A 型特例	1 人以上	8 時間以上	2 人以上
A 型	4 人以上	8 時間以上	2 人以上
B 型	10人以上	10時間以上	4 人以上
B型特例	30人以上	10時間以上	10人以上

左の表における保育児童数とは、**各月において毎月 1 日に在籍し、15日以上保育した児童数であり、2024年度の年間平均保育児童数(見込み)がそれぞれ、基準となる人数以上でなければならない。**

3 提出書類等

(1)～(4)は送付する「R07院内保育交付申請様式」（Excel・電子ファイル）を使用し、記載例等を参照し作成の上、メールにより電子ファイルを提出してください。

また、(1)～(7)については、プリントアウトの上、紙の書類（各 1 部）を別途郵送してください。

(※今年度から新たに補助を受けようとする施設は、下記提出先に記載しているメールアドレスに連絡をいただければ様式（Excel・電子ファイル）を送付します。)

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 誓約書（様式第 1 号の 2）
- (3) 収支予算書（別記）
- (4) 添付書類（様式 1-1～様式 3、振込先）
（様式 2-2～2-6 は実施している病院のみ提出すること。）
- (5) 運営規則の写し（開所時間・保育料が明記されていること。）
- (6) 委託契約書の写し（運営を外部に委託している場合）
- (7) 病院内保育施設設置病院の**令和 5 年度決算書**（損益（収支）計算書及び貸借対照表）の写し（**複数の病院を設置している場合は、病院毎の決算状況を明確にして提出すること。**）

4 提出期限

電子ファイル（メール送信） **令和 7 年 8 月 1 日（金）**
（紙）書類（郵送必着） **令和 7 年 8 月 4 日（月）**

5 提出先（メール及び書類の提出）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県福祉部総務課統計・補助金班 担当 関戸
（電話） 078-341-7711（内線：73428、2774）
（E-Mail） Akihiko_Sekido01@pref.hyogo.lg.jp

< 事業内容に関する問い合わせ先 >

事業担当課：保健医療部医務課医療人材確保班 担当 西野
（電話） 078-341-7711（内線：73772、3257）

6 留意事項

- (1) 内閣府が実施する「企業主導型保育事業」や、市町村が実施する「子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業」等、他の運営費補助金を受けている（受ける予定）場合は、当該補助金を受けることはできません。（併用の禁止）
- (2) 病児等保育に対する補助としては、厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の「乳幼児健康支援一時預かり事業」や市町が実施する「病児・病後児保育推進事業」が設けられているので重複申請となることがないように十分留意してください。
- (3) 病児等対応型施設加算については、別紙 1 を確認してください。
- (4) 様式の入力は、別紙 2 補助金交付申請書記載要領をよく確認してください。
- (5) 定員枠等やむを得ない事情により運営を関係団体に委託している場合において、次の条件を満たしている場合は、「委託料」（保育士等の人件費相当分のみ・消費税を除いた額）を補助対象経費としているので、注意してください。

ア 委託契約が締結され契約書が作成されていること。

イ 委託先は委託者が十分指導監督できる団体であること。

ウ 委託者が病院内保育所運営事業の管理責任者であること。

エ 原則として病院内保育所運営事業に必要な経費の大部分を委託者が負担していること。なお、契約書等に保育士等職員の人件費等が明示されていること。

また、決算書等については委託費の内容が事業ごとに明示されていること。

オ 受託者は受託業務を善良なる管理者の注意をもって処理する旨が契約書に明記されていること。

- (6) 近辺の他の病院の医療従事者が共同利用することを目的として一医療施設が設置した病院内保育施設（以下「共同利用型病院内保育所」という。）の設置者は、1の補助対象者に限るものとする。

なお、交付の対象とする共同利用型院内保育所は、次の条件を満たすものであること。

ア 保育施設を設置した医療施設が保育施設の会計を単独経理（共同で利用する各医療施設からの負担分を「設置者負担金」の中に含めて、保育施設の会計を一括経理）すること。

イ 保育士等数、保育児童数、保育時間数、保育料等については、従来の補助基準に合致すること。

- (7) 保育所の運営を委託しており、申請書に記載する内容を委託業者に確認する必要がある場合、申請者（病院等）が委託業者に確認のうえ、責任を持って申請書を提出すること。（申請内容の確認については、申請者に連絡します。）

7 今後の予定

令和7年9月 補助金交付決定通知書の送付

令和8年4月10日まで 実績報告書及び請求書の提出（別途、提出依頼・様式を送付）

令和8年5月上～中旬 補助金額確定通知書の送付

令和8年5月中～下旬 補助金の交付